

入間市立東町中学校 いじめ防止基本方針



令和5年3月31日改訂

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本校のいじめ防止基本方針は、生徒の尊厳を保持する目的のもと、学校・地域住民・家庭その他の関係者が連携し、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を具体的に示すものである。

1 いじめ問題に対する基本的な考え方

〈基本理念〉

- ・「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こり得る」ものであり、いじめは、全ての生徒に関係する問題であると認識する。
- ・全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、いじめの防止等の対策は、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行うものである。
- ・全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにする。
- ・いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

(2) いじめ防止のための基本姿勢

本校では、いじめ防止の基本姿勢として以下をポイントとする。

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努め、未然防止を徹底する。
- ② いじめ見逃しゼロを大原則としながら、いじめの早期発見のために様々な手段を講じる。
- ③ いじめ被害を訴えた生徒やその保護者に寄り添う。
 - ・「この程度のことはいじめではない」、「友人間のトラブルである」と思い込みで判断せず、被害生徒が苦痛を訴えていれば、いじめの疑いに該当すると捉える。
 - ・学校が組織として、いじめの事実の有無を確認する。
- ④ いじめの早期解決のために、当該生徒の安全を保障すると共に、必要に応じて、外部各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。

2 いじめ問題に対する取組体制

(1)「いじめ防止推進委員会」の設置

学校がいじめに関する問題への対処をより実効的に行うため、いじめ防止等の対策の中核的な役割を担う組織を設置する。(いじめ防止対策推進法第22条)

① 構成員

- ・校長、教頭、学年主任、生徒指導主任、教育相談主任、担任、養護教諭
- ・必要に応じて関係職員（さわやか相談員、SC等）、関係機関担当者（警察等）

② 活動内容

- ・いじめに関する情報の共有
- ・いじめ事案への指導方針や具体的対応の検討・決定
- ・指導後の経過観察（3ヶ月を目安として）の報告及び必要な対策等の検討
- ・いじめ防止等の取組内容の検討、基本方針・指導計画の作成と実行、検証および修正

③ 開催

- ・学期1回程度とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。
- ・運営委員会、生徒指導部会にて、日常的に情報交換に努める。

(2)「いじめ防止推進委員会」の役割

委員会の主な役割	対応中心者
未然防止	
○学校いじめ防止基本方針の策定	→校長、教頭、生徒指導主任
○いじめ問題に関する年間指導計画の作成・実行	→教育相談主任
○いじめに関する校内研修の計画、実施	→生徒指導主任
○「いじめ問題を自分のこととして捉え、考え、議論する道徳科の授業」の計画、実施	→生徒指導主任、学年主任
○学校評価による検証と基本方針の見直し	→校長、教頭
早期発見	
○いじめに係る情報収集・集約・情報共有	→生徒指導・教育相談主任
○学校生活に関するアンケートの実施・集約・分析	→生徒指導主任
○いじめチェック表での確認	→生徒指導主任
○SC、さわやか相談員、市教育センター相談員との連携	→校長、生徒指導・教育相談主任
○学校だよりや保護者会を通じての情報収集・共有	→校長、学年主任
早期対応	
○速やかな対応策の検討、実施	→校長、生徒指導主任、学年主任
○加害の生徒に対する組織・継続的な観察、指導	→生徒指導主任、学年主任
○加害の生徒や保護者への心のケア	→学年主任
重大事態への対応	
○市教委への報告・連携	→校長
○被害の生徒への緊急避難措置の検討、実施	→校長、教頭
○加害の生徒への懲戒等の検討	→校長
○警察への相談・通報や児童相談所等との連絡	→校長、教頭
○緊急保護者会の開催検討、実施	→校長、教頭
○法第28条に基づく調査を実施するための市教委との連携	→校長、教頭

3 いじめの未然防止のための取組

〈基本方針〉

- ・生徒一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。
- ・教育活動の中核となる「授業」に集中して受けさせることは、生徒一人一人の学力向上につながるだけでなく、いじめ問題をはじめとした様々な生徒指導上の課題の解決につながると考え、「できた、分かった、納得した」が実感できる授業の実践と授業規律の確立に努める。
- ・教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、生徒に基礎基本の定着を図ると共に学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わわせ自尊感情を育むことができるように努める。
- ・道徳科の授業では、命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは相手の人権を踏みにじる行為であり、絶対に許されないことである」という認識を生徒が持ち、主体的に考え、防止に向けて行動を起こせるような取り組みに、教育活動全体を通して推進する。
- ・見て見ぬふりをすることも「傍観者」として、いじめに加担していることと同じであることを理解させる。

(1) ルールとリレーションに基づく、心理的安全性の担保された集団づくりの取組

- ① 学級・学年づくり
- ② 「できた、分かった、納得した」が実感できる授業の実践
- ③ 授業規律の確立
- ④ 行事、生徒会活動、部活動、ボランティア活動の充実
- ⑤ 基本的生活習慣の確立

(2) 命や人権を尊重し、豊かな心を育成するための取組

- ① 主体的にいじめを考え、教育活動全体で取り組む道徳教育の実践
- ② 全教育活動を通じて取り組む人権教育の実践
- ③ 発達段階に応じた計画的な体験学習の実践
- ④ コミュニケーション能力の育成を重視した特別活動・総合的な学習の時間の実践

(3) 教職員の資質向上のための取組

- ① 授業力向上のための校内研修の実施
- ② 生徒指導上の諸問題や特別な配慮を要する生徒に関する校内研修の実施

(4) 保護者や地域への働きかけ

- ① 定期的な学校だよりの発行と学校ホームページの充実
- ② P T Aの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報提供

4 いじめの早期発見のための取組

〈基本方針〉

- ・ いじめは、早期発見することが早期解決につながるとの考え方から、教職員間で情報を共有し、学校・家庭・地域が連携し、情報収集し、早期発見に努める。
- ・ 早期発見のためには、日頃から教職員と子どもたちそして、保護者の信頼関係を構築することが基本である。
- ・ いじめは、潜在化しやすいことを大人が認識し、教職員や保護者が子どもたちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが重要である。

(1) 日々の観察

- ・ 全教職員が「いじめはどの学校でも、どの生徒にも起こりうるものである。」という基本認識に立つ。
- ・ 全教職員が生徒の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、生徒の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付ける。

(2) 学校生活に関するアンケートの実施

- ・ 年3回実施し、アンケートの分析をし、必要に応じ、アンケートを利用した授業を行う。

(3) いじめチェック表の利用

- ・ 学期末のチェック表を活用し、いじめにあった時点から中学校卒業するまで見届ける。

(4) 教育相談体制の充実

- ・ 日頃から気軽に相談できる環境をつくる。
- ・ 「教育相談週間」（二者相談・三者相談等）を学期毎に設定する。
- ・ さわやか相談室の利用、電話相談窓口等について、生徒に広く周知する。
- ・ 保護者と日頃から連絡を密にし、気軽に相談できる関係をつくる。
- ・ 家庭訪問や三者相談を行い、家庭との協力体制を構築する。
- ・ 公の相談窓口、相談機関について広報する。

(5) 地域との連携

- ・ 地域団体が情報交換、協議できる場を設け、地域における「子どもの見守り活動」を積極的に行う。
- ・ 「学校運営協議会」、「地域学校協働活動」との連携を図る。

5 いじめへの対応

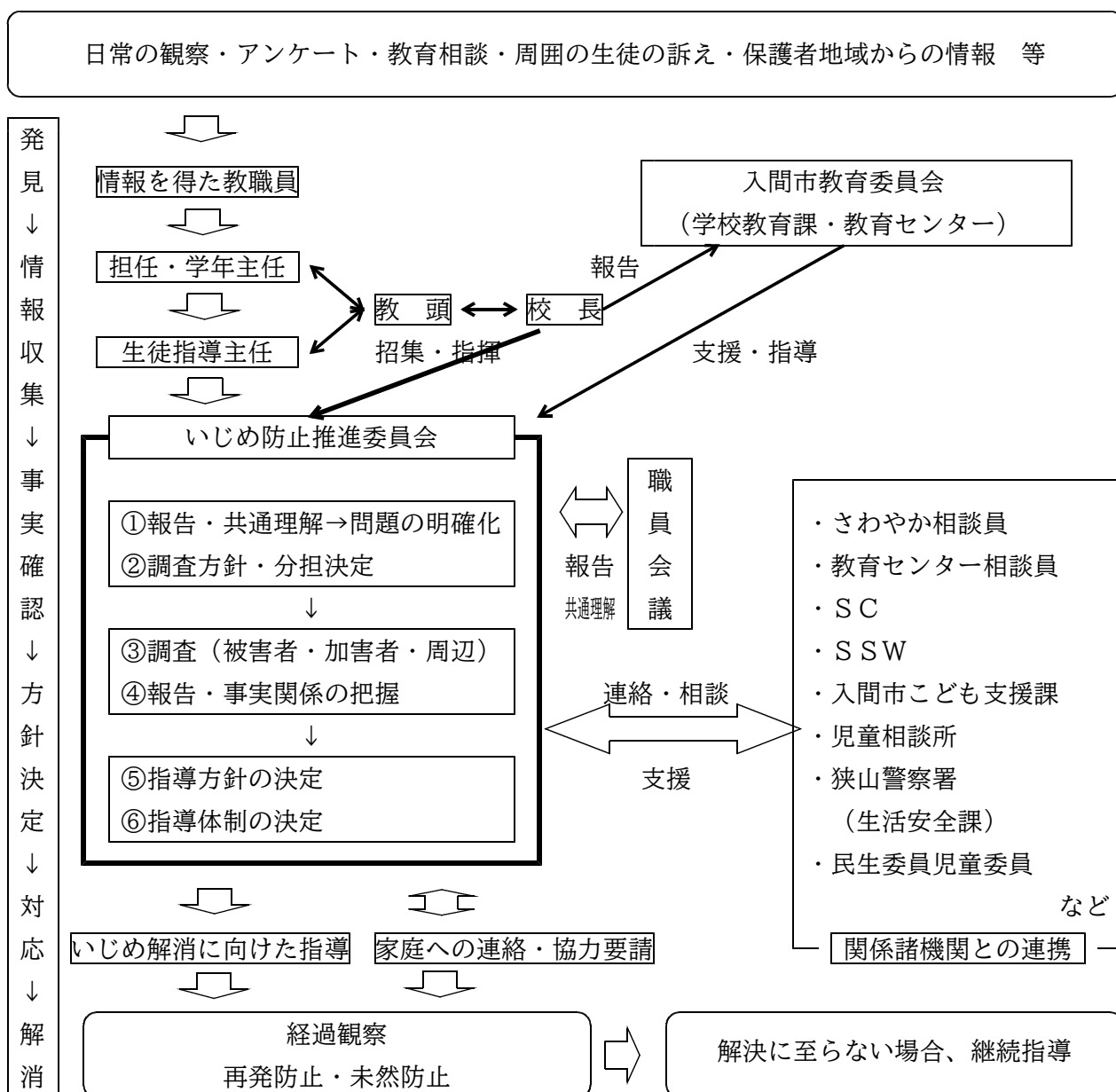
〈基本方針〉

- ・いじめを認知した場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- ・被害者生徒を守り通すと共に、教育的配慮の基、毅然とした態度で加害生徒を指導する。
- ・解決にあっては、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、保護者協力の下、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。
- ・必要に応じ、関係機関・専門機関と連携し対応にあたり、重大事案にあっては、市教育委員会と連携し対応する。

(1) いじめに対する対応の基本的な流れ

いじめにの問題が発生した場合は、その場で適切な処置をとると共に関係職員、管理職に報告する。また、緊急のいじめ対策委員会を開催し、敏速な対応を行う。必要に応じて、外部機関との連携を図る。

(2) 発見から解消までのフローチャート



(3) 重大事態への対処

① 重大事態の定義（いじめ防止対策推進法第28条）

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 など

イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- ・不登校の定義を踏まえ、年間30日間を目安とする
- ・30日に達していなくても、一定期間連続して欠席している場合

② 重大事態の発生と調査

ア 重大事態の調査及び情報提供について（いじめ防止対策推進法第28条第1項・第2項）

- ・重大事態と思われる行為がある場合は、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・調査結果については被害生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

イ 教育委員会への報告について（いじめ防止対策推進法第30条第1項）

- ・重大事案が発生した旨を、教育委員会へ速やかに報告するとともに、教育委員会と協議の上、当該事案に対処する。

6 ネットいじめに対する指導と対応

〈基本方針〉

- ・携帯電話等を子どもが使用することで、弊害や危険性が指摘されており、さらに学校での情報モラル教育だけでは問題解決が困難であり、生徒がトラブルに巻き込まれないようにするためには、家庭との連携が必須である。
- ・保護者の責任において、多くの生徒が携帯電話等を所持している現状があり、生徒や保護者に対する情報モラルの指導、携帯電話等の使用についての啓発活動が、高度な情報化社会にあっては不可欠であり、喫緊の課題として捉える。

(1) ネットいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォン等を利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をインターネット上の掲示板に書き込んだり、メールや画像等を送ったり、また、仲間外れなどの方法によりいじめを行うもの。

① メールによるいじめ ② SNSによるいじめ ③ 学校裏サイトによるいじめなど

(2) 保護者に対して以下の内容を啓発

- ・そもそも、多くのリスクを考えた場合、携帯電話等を持たせる必要があるのか、保護者として子どもを指導し、トラブルに対して責任が持てるのかを十分に検討すべきである。
- ・子どもたちのパソコンや携帯電話を管理するのは、保護者である。
- ・危険回避のためには、フィルタリングだけでは不十分であり、各家庭で子どもたちを危険から守るための指導ルール作りが大切である。
- ・インターネットへアクセスすることは、「トラブルの入り口に立っている」という認識、知らぬまに利用者の個人情報流出させてしまうなどの様々なトラブルがあることを認識する。

(3) インターネットの特殊性を踏まえた情報モラル教育の実施

- ・発信した情報は、多くの人に広まり、一度流した情報は、簡単には回収できないこと。
- ・匿名であっても書き込みをした人は特定できること。
- ・違法情報や有害情報が含まれていること。
- ・書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺や障害などの他の犯罪につながる可能性があること。

7 いじめ防止のための年間計画

時期	活動計画	活動内容（ポイント等）
4月	職員会議	生徒指導、教育相談等全体計画確認
	学級開き	心理的安全性が担保された集団づくり（未然防止）
	保護者会	
5月	生活・人権アンケート	実施・集計・分析・対応（早期発見・早期対応）
	人権週間	
6月	市生徒指導訪問	資料作成、情報共有
7月	非行防止教室	外部講師による講演（未然防止）
	情報モラル教室	外部講師による講演（未然防止）
	保護者会	
	三者相談	1学期の学校生活の振り返り（早期発見・早期対応）
	いじめ防止強化期間	
8月	教育相談研修	事例研修、三者相談情報交換
9月	チャンス相談	行事に起因する問題の把握と対応（早期発見・早期対応）
10月	市生徒指導訪問	資料作成、情報共有
	体育祭	協力、助け合い、思いやる心の涵養（未然防止）
11月	合唱祭	協力、助け合い、思いやる心の涵養（未然防止）
	人権・生活アンケート	実施・集計・分析・対応（早期発見・早期対応）
	三者相談	学校生活への不安等聴き取り（早期発見・早期対応）
12月	学校評価生徒アンケート	実施・集計・分析・対応（早期発見・早期対応）
	学校教育に関する保護者アンケート	実施・集計・分析・対応（保護者からの情報提供・共有）
	保護者会	
	いじめ防止強化期間	
1月	人権・生活アンケート	実施・集計・分析・対応（早期発見・早期対応）
	市生徒指導訪問	資料作成、情報共有
2月	二者相談	学校生活への不安等聴き取り（早期発見・早期対応）
3月	職員会議	1年間のまとめと評価（次年度への申し送り確認）
	保護者会	
	いじめ防止強化期間	
通年	・運営委員会（毎週水曜日） ・生徒指導部会（毎週火曜日） ・「できた、分かった、納得した」が実感できる授業の実践 ・ルールとリレーションに基づく、心理的安全性が担保された集団づくり ・道徳教育の充実	

8 いじめ防止対策推進法（抜粋）

（定義）

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第二十二条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

（校長及び教員による懲戒）

第二十五条 校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

（出席停止制度の適切な運用等）

第二十六条 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第三十五条第一項（同法第四十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。